

平成20年11月12日

各位

東京都渋谷区渋谷二丁目17番5号  
株式会社ガイアックス  
代表執行役社長 上田 祐司  
(コード番号:3775名証セントレックス)  
(連絡先)執行役財務部長 小高 奈皇光  
TEL 03-5464-0376(直通)

## 資本金の額の減少に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、資本金の額の減少（「減資」）につき、平成21年1月開催予定の当社臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 目的

減資は、当社が株主の皆様に対してより柔軟かつ機動的に配当や自社株買い等の株主還元策を実施できる状態を確保するために行うものであります。

#### 2. 減資の要領

##### (1) 減少すべき資本金の額

現在の資本金の額438,171,493円を338,171,493円減少し、100,000,000円とする予定であります。

##### (2) 減資の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを無償で減少する方法によります。資本金の減少額338,171,493円は、その他資本剰余金に振り替える予定であります。

#### 3. 日程

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| (1) 取締役会決議日     | 平成20年11月12日     |
| (2) 債権者異議申述公告   | 平成20年11月13日（予定） |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 平成20年12月13日（予定） |
| (4) 臨時株主総会決議日   | 平成21年1月9日（予定）   |
| (5) 効力発生日       | 平成21年1月9日（予定）   |

#### 4. 今後の見通し

減資は、「純資産の部」における科目間の振替処分であり、当社の純資産額に変動はなく、また、発行済株式総数の変更または払戻し、業績に与える影響はありません。

今回減資を実施することにより、より柔軟かつ機動的に株主の皆様に対する配当や自社株買い等の株主還元策を行うことが可能な状態となります。なお、減資は、平成21年1月9日開催予定の当社臨時株主総会（債権者保護手続きの状況により臨時株主総会を招集しないことがあります）において、「資本金の額の減少の件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上